

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第五七号）

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二四年佐賀県条例第三四号。附則第一条第一号から第三号までに掲げる規定を除く。）の施行期日は平成二四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二五年一月一日とすることとした。